

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月27日
【会社名】	三協フロンテア株式会社
【英訳名】	SANKYO FRONTIER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長妻 貴嗣
【本店の所在の場所】	千葉県柏市新十余二五番地
【電話番号】	04(7133)6666(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 端山 秀人
【最寄りの連絡場所】	千葉県柏市新十余二五番地
【電話番号】	04(7133)6666(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 端山 秀人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2018年12月3日開催の当社取締役会において、特定子会社となる子会社の設立について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : SANKYO FRONTIER TECHNOLOGIES MYANMAR COMPANY LIMITED
住所 : Lot No.(D-5), Zone A, Thilawa Special Economic Zone
代表者の氏名 : 代表取締役社長 長妻 貴嗣
資本金 : 2百万US\$
事業の内容 : ユニットハウスと関連設備の製造、販売、レンタル修理、メンテナンス、設置とその他の関連サービス、作図代行サービスユニットハウスの製造・販売・レンタル

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : -

異動後 : 2百万US\$ (うち間接所有分 : 2百万US\$)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 : -

異動後 : 100% (うち間接所有分 : 100%)

(注) 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率をそれぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : ユニットハウスのミャンマー製造拠点及び現地での、ユニットハウス関連設備の製造、販売、レンタル修理、メンテナンス、設置とその他の関連サービス、作図代行サービスを目的として設立するものです。

当該子会社の設立にあたり、同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することになります。

異動の年月日 : 2018年12月27日

以 上